

## 君津市子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル実施要領

本事業は、子どもたちが家庭環境に関わらず、将来の希望を描くことができるよう、生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯等の子どもに対する学習支援の実施や居場所の提供等を行うことを目的として、当該業務を効率的に実施するため、委託事業者を公募型プロポーザル方式にて決定するものである。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

君津市子どもの学習・生活支援事業

#### (2) 業務の内容

別紙「君津市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (4) 支援対象者

支援対象者は、君津市（以下「市」という。）に居住する生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯等の小学生（4年生以上。以下同じ。）又は中学生で市に利用の申し込みがあった者とする。受入人数の目安は、各回おおむね30人程度を上限とする。

### 2 委託事業者選定方法

本要領に従って提出された企画提案書等を、君津市子どもの学習・生活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、最優秀提案者を選定する公募型プロポーザル方式で行う。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約方法

プロポーザルの最優秀提案者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

#### (2) 契約締結

最優秀提案者と契約仕様内容等を協議のうえ、令和4年度中に業務委託契約を締結する。

### 4 プロポーザル参加資格

本事業に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

#### (1) 法人格を有すること。

#### (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

#### (3) 君津市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、「委託」に登録があること。

ただし、登録されていない場合であっても、契約締結までに登録されることが見込まれ、かつ、参加表明書（様式1）に次の書類を添えて提出した場合はこの限りでない。

- ア 法人登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
  - イ 会社概要（定款・パンフレット等事業経歴等を確認できるもの）
  - ウ 決算財務諸表（貸借対照表、収支計算書等）
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (4) 君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成20年3月1日制定）による指名停止措置の期間中でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
  - (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
  - (9) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (10) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく子どもの学習・生活支援事業もしくは類似事業を過去3年以内に地方公共団体から受託したことがあること。

## 5 全体スケジュール

内 容	期 間 等
実施要領の公表	令和5年1月11日（水）君津市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和5年1月16日（月）午後5時（必着）
質問に対する回答	令和5年1月18日（水）午後5時まで随時回答
参加申込の受付期限	令和5年1月23日（月）午後5時（必着）
第1次審査（書類審査）	令和5年1月25日（水）
第1次審査結果通知	令和5年1月27日（金）
企画提案書等の提出期限	令和5年2月 3日（金）正午（必着）
第2次審査（ヒアリング審査）	令和5年2月13日（月）
第2次審査結果通知	令和5年2月中旬

※スケジュールは、都合により変更する場合があります。

## 6 質問書の提出及び回答

### (1) 提出期限

令和5年1月16日（月）午後5時（必着）

### (2) 提出方法

質問書（様式9）に記載のうえ、健康こども部こども政策課こども家庭相談室に電子メールにて提出すること。

### (3) 回答最終日時

令和5年1月18日（水）午後5時

#### (4) 回答方法

電子メールにより随時回答する。ただし、質問内容が提出者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該提出者のみ回答する。また、質問及び回答はすべての参加表明者が確認できるよう、随時君津市ホームページに掲載する。

### 7 参加申込

#### (1) 参加申込の受付期限

令和5年1月23日(月)午後5時(必着)

#### (2) 提出書類及び必要(添付)書類(各1部)

ア 参加表明書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 運営主体概要書(様式3)

エ 直近2年間分の法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3か月以内のもの)

オ 法人登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)

カ 会社概要(定款・パンフレット等事業経歴等を確認できるもの)

キ 直近1年間分の決算財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)

ク 直近1年間分の指導監査結果及び改善報告の写し、またはそれに類するもの

ケ その他市長が必要と認める書類

#### (3) 提出方法

健康こども部こども政策課こども家庭相談室に持参すること。

受付時間：午前8時30分から午後5時(土曜日及び日曜日を除く)

郵送する場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便とし、「参加表明書在中」と朱書きする。

#### (4) 参加辞退

プロポーザル参加表明後、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式8)を提出すること。なお、辞退により今後の本市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

### 8 第1次審査

#### (1) 実施日

令和5年1月25日(水)

(2) 第1次審査は、参加表明書等の参加申込に係る書類により参加資格の確認を行い、要件を満たしている者を審査通過とする。

### 9 第1次審査結果通知

#### (1) 実施日

令和5年1月27日(金)

(2) 参加申込者に対し、個別に電子メールで通知する。

### 10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年2月3日(金)正午(必着)

(2) 提出方法

健康子ども部子ども政策課子ども家庭相談室に持参すること。

受付時間：午前8時30分から午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く)

郵送する場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便とし、「企画提案書在中」と朱書きする。

(3) 提出書類

ア 企画提案書(様式4)

イ 業務実績一覧(様式5)

ウ 提案概要説明書(様式6-1～様式6-9)

エ 見積書(様式7 内訳を明確にし、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。)

(4) 提出部数

原本1部・副本10部

1.1 企画提案書等作成上の注意

(1) 提案のための費用負担

本事業企画提案及び企画提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 疑義照会

提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日必要に応じて疑義事項の照会を行う場合がある。

(3) 提出書類の取り扱い

ア 企画提案書等提出後における提出物の内容の追加、変更等は原則として認めない。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提出書類は、審査等の過程において複製することがある。

エ 提出書類は、本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合、君津市情報公開条例に基づき開示する場合があるため、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないように留意すること。

1.2 プロポーザルの審査基準

本プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 審査基準

別表評価基準表のとおり

(2) 最低基準点

最低基準点＝評価基準表における配点の総合点×委員総数×60%

なお、委員全員の評点の合計が、最低基準点に満たない場合は選定対象としない。

(3) 契約優先交渉権者の選定

委員全員の評点の合計が最も高い提案をした者を契約優先交渉権者とし、仕様書を調製の上、契約を締結するものとする。契約優先交渉権者が参加資格を満たさな

いと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が不可能となったときは、次点交渉権者と交渉するものとする。また、最も高い合計点となった者が複数の場合は、次の順序で上位の提案をした者を契約優先交渉権者として選定する。

ア 見積金額が低い者

イ 評価項目のうち、配点30点の項目の委員全員の合計点が上位の者

(4) その他

本プロポーザルに参加した者が1者であっても、最低基準点を上回った場合には、受託事業者として選定する。

1.3 第2次審査

企画提案書等を提出した参加資格確認者に対し、プレゼンテーションによる第2次審査を実施する。開始時間等の詳細は、参加表明書に記載された連絡者宛てに別途連絡する。

(1) 実施日

令和5年2月13日(月)

(2) 場所

君津市保健福祉センターふれあい館(千葉県君津市久保3丁目1番1号)

(3) その他

提案説明は30分以内とし、質疑応答を10分程度設ける。

プレゼンテーションに際して機材等を使用する場合は、事前に市へ連絡し、参加者が用意すること。

1.4 参加事業者の失格

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

1.5 事業予算上限額

42,301,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

1.6 第2次審査結果通知

(1) 実施日

令和5年2月中旬

(2) 参加者に個別に文書で通知するとともに、審査結果を君津市ホームページに公表する。

17 書類提出先及び問合せ先

君津市健康子ども部子ども政策課子ども家庭相談室

担当：川上

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話 0439-56-1616（直通）

FAX 0439-56-1629

E-mail [kosodate@city.kimitsu.lg.jp](mailto:kosodate@city.kimitsu.lg.jp)